

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 95 / 100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()								
	(2) 認知症専門ケア加算()								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()								
	(2) サービス提供体制強化加算()								
	(3) サービス提供体制強化加算()								
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()								
	(2) 介護職員等処遇改善加算()								
	(3) 介護職員等処遇改善加算()								
	(4) 介護職員等処遇改善加算()								
	(一) 介護職員等処遇改善加算()								
	(二) 介護職員等処遇改善加算()								
	(三) 介護職員等処遇改善加算()								
	(四) 介護職員等処遇改善加算()								
	(五) 介護職員等処遇改善加算()								
	(六) 介護職員等処遇改善加算()								
	(七) 介護職員等処遇改善加算()								
	(八) 介護職員等処遇改善加算()								
	(九) 介護職員等処遇改善加算()								
	(十) 介護職員等処遇改善加算()								
	(十一) 介護職員等処遇改善加算()								
(十二) 介護職員等処遇改善加算()									
(十三) 介護職員等処遇改善加算()									
(十四) 介護職員等処遇改善加算()									

注
所定単位数は、イからニまでに算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

[脚注]
1. 単位数算定記号の説明
+ 単位 所定単位数 + 単位
- 単位 所定単位数 - 単位
× / 100 所定単位数 × / 100
+ / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100
- / 100 所定単位数 - 所定単位数 × / 100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																																																		
<table border="1"> <tr> <td>介護予防訪問看護サービスの場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> <td rowspan="5">×9/100</td> <td rowspan="5">+</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21/100</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21.4単位</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21.1単位</td> <td rowspan="5">+300単位</td> <td rowspan="5">+15/100</td> <td rowspan="5">+10/100</td> <td rowspan="5">+5/100</td> <td rowspan="5">1月につき +111単位</td> <td rowspan="5">1月につき +574単位</td> <td rowspan="5">1月につき 100単位 又は 100単位</td> <td rowspan="5">1月につき +574単位 又は +21.4単位</td> <td rowspan="5">注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1）</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>訪問又は訪問療育の場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> <td rowspan="4">×9/100</td> <td rowspan="4">+</td> <td rowspan="4">15分未満の場合 +57/100</td> <td rowspan="4">15分以上の場合 +42.8単位</td> <td rowspan="4">15分以上の場合 +37.7単位</td> <td rowspan="4">+300単位</td> <td rowspan="4">+15/100</td> <td rowspan="4">+10/100</td> <td rowspan="4">+5/100</td> <td rowspan="4">1月につき +111単位</td> <td rowspan="4">1月につき +574単位</td> <td rowspan="4">1月につき 100単位 又は 100単位</td> <td rowspan="4">1月につき +574単位 又は +21.4単位</td> <td rowspan="4">注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table></td></tr></table>	介護予防訪問看護サービスの場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> <td rowspan="5">×9/100</td> <td rowspan="5">+</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21/100</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21.4単位</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21.1単位</td> <td rowspan="5">+300単位</td> <td rowspan="5">+15/100</td> <td rowspan="5">+10/100</td> <td rowspan="5">+5/100</td> <td rowspan="5">1月につき +111単位</td> <td rowspan="5">1月につき +574単位</td> <td rowspan="5">1月につき 100単位 又は 100単位</td> <td rowspan="5">1月につき +574単位 又は +21.4単位</td> <td rowspan="5">注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1）</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> </table>	(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）	(11.1)単位	×9/100	+	15分未満の場合 +21/100	15分未満の場合 +21.4単位	15分未満の場合 +21.1単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +111単位	1月につき +574単位	1月につき 100単位 又は 100単位	1月につき +574単位 又は +21.4単位	注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。	(2) 15分未満	(11.1)単位	(3) 15分以上1時間未満	(11.1)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.1)単位	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1）	(11.1)単位																<table border="1"> <tr> <td>訪問又は訪問療育の場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> <td rowspan="4">×9/100</td> <td rowspan="4">+</td> <td rowspan="4">15分未満の場合 +57/100</td> <td rowspan="4">15分以上の場合 +42.8単位</td> <td rowspan="4">15分以上の場合 +37.7単位</td> <td rowspan="4">+300単位</td> <td rowspan="4">+15/100</td> <td rowspan="4">+10/100</td> <td rowspan="4">+5/100</td> <td rowspan="4">1月につき +111単位</td> <td rowspan="4">1月につき +574単位</td> <td rowspan="4">1月につき 100単位 又は 100単位</td> <td rowspan="4">1月につき +574単位 又は +21.4単位</td> <td rowspan="4">注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	訪問又は訪問療育の場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> <td rowspan="4">×9/100</td> <td rowspan="4">+</td> <td rowspan="4">15分未満の場合 +57/100</td> <td rowspan="4">15分以上の場合 +42.8単位</td> <td rowspan="4">15分以上の場合 +37.7単位</td> <td rowspan="4">+300単位</td> <td rowspan="4">+15/100</td> <td rowspan="4">+10/100</td> <td rowspan="4">+5/100</td> <td rowspan="4">1月につき +111単位</td> <td rowspan="4">1月につき +574単位</td> <td rowspan="4">1月につき 100単位 又は 100単位</td> <td rowspan="4">1月につき +574単位 又は +21.4単位</td> <td rowspan="4">注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> </table>	(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）	(11.1)単位	×9/100	+	15分未満の場合 +57/100	15分以上の場合 +42.8単位	15分以上の場合 +37.7単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +111単位	1月につき +574単位	1月につき 100単位 又は 100単位	1月につき +574単位 又は +21.4単位	注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。	(2) 15分未満	(11.1)単位	(3) 15分以上1時間未満	(11.1)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.1)単位															
介護予防訪問看護サービスの場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> <td rowspan="5">×9/100</td> <td rowspan="5">+</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21/100</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21.4単位</td> <td rowspan="5">15分未満の場合 +21.1単位</td> <td rowspan="5">+300単位</td> <td rowspan="5">+15/100</td> <td rowspan="5">+10/100</td> <td rowspan="5">+5/100</td> <td rowspan="5">1月につき +111単位</td> <td rowspan="5">1月につき +574単位</td> <td rowspan="5">1月につき 100単位 又は 100単位</td> <td rowspan="5">1月につき +574単位 又は +21.4単位</td> <td rowspan="5">注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1）</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> </table>	(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）	(11.1)単位	×9/100															+	15分未満の場合 +21/100	15分未満の場合 +21.4単位	15分未満の場合 +21.1単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +111単位	1月につき +574単位	1月につき 100単位 又は 100単位	1月につき +574単位 又は +21.4単位	注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。	(2) 15分未満	(11.1)単位	(3) 15分以上1時間未満	(11.1)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.1)単位	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1）	(11.1)単位																																										
(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）	(11.1)単位	×9/100	+																													15分未満の場合 +21/100	15分未満の場合 +21.4単位	15分未満の場合 +21.1単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +111単位	1月につき +574単位	1月につき 100単位 又は 100単位	1月につき +574単位 又は +21.4単位	注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。																																						
(2) 15分未満	(11.1)単位																																																																																
(3) 15分以上1時間未満	(11.1)単位																																																																																
(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.1)単位																																																																																
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1）	(11.1)単位																																																																																
<table border="1"> <tr> <td>訪問又は訪問療育の場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> <td rowspan="4">×9/100</td> <td rowspan="4">+</td> <td rowspan="4">15分未満の場合 +57/100</td> <td rowspan="4">15分以上の場合 +42.8単位</td> <td rowspan="4">15分以上の場合 +37.7単位</td> <td rowspan="4">+300単位</td> <td rowspan="4">+15/100</td> <td rowspan="4">+10/100</td> <td rowspan="4">+5/100</td> <td rowspan="4">1月につき +111単位</td> <td rowspan="4">1月につき +574単位</td> <td rowspan="4">1月につき 100単位 又は 100単位</td> <td rowspan="4">1月につき +574単位 又は +21.4単位</td> <td rowspan="4">注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	訪問又は訪問療育の場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> <td rowspan="4">×9/100</td> <td rowspan="4">+</td> <td rowspan="4">15分未満の場合 +57/100</td> <td rowspan="4">15分以上の場合 +42.8単位</td> <td rowspan="4">15分以上の場合 +37.7単位</td> <td rowspan="4">+300単位</td> <td rowspan="4">+15/100</td> <td rowspan="4">+10/100</td> <td rowspan="4">+5/100</td> <td rowspan="4">1月につき +111単位</td> <td rowspan="4">1月につき +574単位</td> <td rowspan="4">1月につき 100単位 又は 100単位</td> <td rowspan="4">1月につき +574単位 又は +21.4単位</td> <td rowspan="4">注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> </table>	(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）	(11.1)単位	×9/100	+	15分未満の場合 +57/100	15分以上の場合 +42.8単位	15分以上の場合 +37.7単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +111単位	1月につき +574単位	1月につき 100単位 又は 100単位	1月につき +574単位 又は +21.4単位	注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。	(2) 15分未満	(11.1)単位	(3) 15分以上1時間未満	(11.1)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.1)単位																																																									
訪問又は訪問療育の場合	<table border="1"> <tr> <td>(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）</td> <td>(11.1)単位</td> <td rowspan="4">×9/100</td> <td rowspan="4">+</td> <td rowspan="4">15分未満の場合 +57/100</td> <td rowspan="4">15分以上の場合 +42.8単位</td> <td rowspan="4">15分以上の場合 +37.7単位</td> <td rowspan="4">+300単位</td> <td rowspan="4">+15/100</td> <td rowspan="4">+10/100</td> <td rowspan="4">+5/100</td> <td rowspan="4">1月につき +111単位</td> <td rowspan="4">1月につき +574単位</td> <td rowspan="4">1月につき 100単位 又は 100単位</td> <td rowspan="4">1月につき +574単位 又は +21.4単位</td> <td rowspan="4">注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 15分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 15分以上1時間未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 1時間以上1時間30分未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> </table>	(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）	(11.1)単位	×9/100															+	15分未満の場合 +57/100	15分以上の場合 +42.8単位	15分以上の場合 +37.7単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +111単位	1月につき +574単位	1月につき 100単位 又は 100単位	1月につき +574単位 又は +21.4単位	注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。	(2) 15分未満	(11.1)単位	(3) 15分以上1時間未満	(11.1)単位	(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.1)単位																																												
(1) 15分未満 （高次ケア上、20分以上の継続時間又は看護職による訪問を行った場合は算定可能）	(11.1)単位	×9/100	+																													15分未満の場合 +57/100	15分以上の場合 +42.8単位	15分以上の場合 +37.7単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +111単位	1月につき +574単位	1月につき 100単位 又は 100単位	1月につき +574単位 又は +21.4単位	注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。																																						
(2) 15分未満	(11.1)単位																																																																																
(3) 15分以上1時間未満	(11.1)単位																																																																																
(4) 1時間以上1時間30分未満	(11.1)単位																																																																																

Ⅷ 初回加算 (1) 1回につき +111単位
Ⅸ 遠隔時共同療育加算 (1) 1回につき +111単位
Ⅹ 看護体制強化加算 (1) 1回につき +111単位
Ⅺ サービス提供体制強化加算 (1) 1回につき +111単位
Ⅻ サービス提供体制強化加算 (1) 1回につき +6単位
Ⅼ サービス提供体制強化加算 (1) 1回につき +3単位

*特別地域の介護予防訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、*特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 *事業所（同一建物）の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度額管理の算定の際、当該事業所の単位数を算入
 *1月以内の1回以上の緊急時訪問については、*昼間・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																
<table border="1"> <tr> <td>介護予防訪問リハビリテーションの場合</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>1時間につき</td> <td>211単位</td> <td rowspan="3">×9/100</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">15/100</td> <td rowspan="3">10/100</td> <td rowspan="3">5/100</td> <td rowspan="3">1回につき +210単位</td> <td rowspan="3">+15/100</td> <td rowspan="3">+10/100</td> <td rowspan="3">+5/100</td> <td rowspan="3">1回につき +210単位</td> <td rowspan="3">1回につき 100単位 又は 100単位</td> <td rowspan="3">1回につき +210単位 又は +21.1単位</td> <td rowspan="3">注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。</td> </tr> <tr> <td>1時間未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>1時間以上</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	介護予防訪問リハビリテーションの場合	<table border="1"> <tr> <td>1時間につき</td> <td>211単位</td> <td rowspan="3">×9/100</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">15/100</td> <td rowspan="3">10/100</td> <td rowspan="3">5/100</td> <td rowspan="3">1回につき +210単位</td> <td rowspan="3">+15/100</td> <td rowspan="3">+10/100</td> <td rowspan="3">+5/100</td> <td rowspan="3">1回につき +210単位</td> <td rowspan="3">1回につき 100単位 又は 100単位</td> <td rowspan="3">1回につき +210単位 又は +21.1単位</td> <td rowspan="3">注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。</td> </tr> <tr> <td>1時間未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>1時間以上</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> </table>	1時間につき	211単位	×9/100	+	15/100	10/100	5/100	1回につき +210単位	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +210単位	1回につき 100単位 又は 100単位	1回につき +210単位 又は +21.1単位	注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。	1時間未満	(11.1)単位	1時間以上	(11.1)単位																										
介護予防訪問リハビリテーションの場合	<table border="1"> <tr> <td>1時間につき</td> <td>211単位</td> <td rowspan="3">×9/100</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">15/100</td> <td rowspan="3">10/100</td> <td rowspan="3">5/100</td> <td rowspan="3">1回につき +210単位</td> <td rowspan="3">+15/100</td> <td rowspan="3">+10/100</td> <td rowspan="3">+5/100</td> <td rowspan="3">1回につき +210単位</td> <td rowspan="3">1回につき 100単位 又は 100単位</td> <td rowspan="3">1回につき +210単位 又は +21.1単位</td> <td rowspan="3">注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。</td> </tr> <tr> <td>1時間未満</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> <tr> <td>1時間以上</td> <td>(11.1)単位</td> </tr> </table>	1時間につき	211単位	×9/100														+	15/100	10/100	5/100	1回につき +210単位	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +210単位	1回につき 100単位 又は 100単位	1回につき +210単位 又は +21.1単位	注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。	1時間未満	(11.1)単位	1時間以上	(11.1)単位														
1時間につき	211単位	×9/100	+																											15/100	10/100	5/100	1回につき +210単位	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +210単位	1回につき 100単位 又は 100単位	1回につき +210単位 又は +21.1単位	注 訪問看護とは別に、介護予防訪問看護サービスを利用する場合は、当該訪問看護サービスに併せて算定する。							
1時間未満	(11.1)単位																																														
1時間以上	(11.1)単位																																														

Ⅾ サービス提供体制強化加算 (1) 1回につき +6単位
Ⅿ サービス提供体制強化加算 (2) 1回につき +3単位

*特別地域の介護予防訪問リハビリテーション加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、及びサービス提供体制強化加算、は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 *事業所（同一建物）の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度額管理の算定の際、当該事業所の単位数を算入

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別介護予防費 認定療養管理指導費 加算	注 特別介護予防費 認定療養管理指導費 加算	注 介護予防費 認定療養管理指導費 加算						
イ 介護予防介護 （月1回有償）	11 介護予防居宅療養 管理指導費（1） （2）以外	（一） 第一種施設住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位	+15/100	+10/100	+5/100						
		（二） 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位									
	（三） （一）及び（二）以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
	12 介護予防居宅療養 管理指導費（1） 認定療養管理指導費 認定料又は特定生活 介護人等付帯認定料 加算料を算定す る場合	（一） 第一種施設住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位									
（二） 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位											
ロ 個別介護予防介護 （月1回有償）	11 第一種施設住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位	+15/100				+10/100	+5/100				
	12 第一種施設住者1人以上1人以下に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
	13 （1）及び（2）以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
ハ 個別介護予防介護 （月1回有償）	11 当該認定居宅療養 管理指導費（1） （2）以外							（一） 第一種施設住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位	+15/100	+10/100	+5/100
								（二） 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位			
	（三） （一）及び（二）以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
	12 個別介護予防介護 管理指導費（1） 認定料又は特定生活 介護人等付帯認定料 加算料を算定す る場合							（一） 第一種施設住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位			
（二） 第一種施設住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位											
ニ 居宅療養管理 指導費 （月1回有償）	11 当該認定居宅療養管理 指導費（1）認定 加算料を算定す る場合		（一） 第一種施設住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位	+15/100	+10/100			+5/100			
			（二） 第一種施設住者2人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位								
	（三） （一）及び（二）以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
12 当該認定居宅療養管理 指導費（1）認定 加算料を算定す る場合	（一） 第一種施設住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
	（二） 第一種施設住者2人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
ホ 個別療養指導 （月1回有償）	11 第一種施設住者1人に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位	+15/100	+10/100			+5/100					
	12 第一種施設住者2人以上1人以下に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位										
	13 （1）及び（2）以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位										

注
特別な種類の居宅がわかれていた認定の
介護費又は認定料を個人介護費に計
入し、当該種類の介護費に算入する必要はない
介護費加算料を行う場合

注
認定料又は認定加算料を算定する
場合
注
認定料又は認定加算料を算定する
場合

（1）（1）（2）（3）について、本人未納の場合、中心連絡介護費（1）（2）（3）を算定する場合は、認定料かつ併給料を算定する。
（2）（3）について、認定料及び併給料を算定する場合は、認定料及び併給料を算定する。
（3）（1）（2）（3）について、認定料及び併給料を算定する場合は、認定料及び併給料を算定する。